

# 測 量 業 務 共 通 仕 様 書

吹 田 市 土 木 部

## 総 則

### [適用]

この仕様書は、吹田市土木部の施行する測量業務に適用する。

ただし、特記仕様書で明記したほか監督員が承諾した場合は、この仕様書によらないことができる。また、この仕様書に明記していない事項については「測量、調査作業及び業務委託等必携」（大阪府都市整備部）に準ずるものとする。

### [用語の定義]

この仕様書で使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 監督員とは、発注者が定め、当該業務を担当し、監督する職員をいう。
- (2) 設計図書とは、金抜き設計書、図面、仕様書（別に定める仕様書「以下特記仕様書という」を含む。）及び現場説明事項をいう。
- (3) 指示とは、監督員が受注者に対し、必要な事項を示し、実施させることをいう。
- (4) 承諾とは、受注者から申し出た事項に対し、監督員が了解することをいう。
- (5) 協議とは、監督員と受注者が対等の立場で合議することをいう。

### [作業実施計画]

- 1 受注者は、契約締結後15日以内に作業計画書を監督員に提出し、内容について承諾を得なければならない。
- 2 作業計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
  - (1) 業務概要
  - (2) 実施工程表
  - (3) 組織表及び緊急連絡表
  - (4) 安全管理（測量等作業中における安全対策）
  - (5) その他
- 3 作業計画書に重要な変更が生じた場合は、その都度変更計画書を提出しなければならない。

#### [業務カルテ作成、登録]

受注者は、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完了時は完了後10日以内に、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、「業務カルテ」を作成し、監督員の確認を受けた後に、（財）日本建設情報総合センターに登録しなければならない。また、（財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」を印刷して監督員に提出しなければならない。

#### [管理技術者]

管理技術者は、測量法第49条により登録された測量士の有資格者でなければならない。

#### [官公庁への手続き]

受注者は、測量作業実施のため必要な関係官公庁その他に対する諸手続は、監督員と協議のうえ、速やかに受注者において措置しなければならない。

#### [測量作業]

測量作業を行うについては、監督員と十分協議し、また、指示に従い着手しなければならない。

#### [使用成果]

この測量に、基本測量又は公共測量の成果を使用するときは、監督員の指示によらなければならない。

#### [作業監理]

1 受注者は、作業実施に当たり関係法規を遵守し、常に作業の良好な監理を行なわな

ればならない。

- 2 受注者は、測量作業中に管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害となるような行為、又は公衆に迷惑を及ぼすなどの作業を行ってはならない。
- 3 受注者は、道路上又はその付近で測量作業を行うときは、交通安全対策に常に留意して交通事故防止に努めなければならない。
- 4 受注者は、測標あるいは標杭設置のため、埋標又は設杭作業を行うときは、水道、ガス、地下ケーブル等地下埋設物に損傷を与えることのないよう十分に注意しなければならない。また、地下埋設物を確認したときは、その通上に設置してはならない。
- 5 測量基準高は、最寄りの水準点から取り、仮BMの設置に当たっては、以後の工事においても支障のない強固な箇所に設置しなければならない。また、その箇所を図示しなければならない。
- 6 トラバー杭、測点杭等重要な測点は、測量後も明確にわかるよう現場での設置時には十分留意して行い、設置直後に無くなる可能性のあるものについては控等を取っておかななければならない。
- 7 用地境界杭等は、測量後無くなっても復元できるようにトラバー杭と関連付けを行い、座標計算し、図示しなければならない。
- 8 測点以外で実施設計作成上重要な変化点は、設計図書等に明記なく、また、監督員の指示がなくとも必ず測量し、図示しなければならない。
- 9 地下埋設物等占用物件の調査については、抜け落ち、間違い等のないよう十分注意して行い平面図、縦横断図に図示しなければならない。
- 10 用、排水路等の水路については、その流入、流出、経路、断面等調査を行い、平面図に図示しなければならない。
- 11 本委託の完了検査に合格し、引渡し後であっても測量内容に誤り等があった場合、受注者の責任において速やかに修正しなければならない。

#### [土地の使用、立入り等]

- 1 受注者は、測量作業のため第三者の土地若しくは工作物を一時使用するとき、若しくは樹木、垣、柵等を取除くときは、その所有者及び監督員の承諾を得て行うものとする。

- 2 前項の措置により樹木等を取除くときは、必要最小限にとどめ、作業前にその原形を撮影し、寸法、数量等必要事項を記録して、復旧補償等の資料に供することのできるよう整理しておかなければならない。
- 3 前項の措置により生じた損失は、特記のない限り原則として受注者が補償するものとする。
- 4 受注者は、測量作業のため国、公有又は私有の土地に立入るときは、関係法令に規定する身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。また、宅地内又は垣、柵等で囲まれた土地に立入る必要があるときは、あらかじめ占有者に通知しなければならない。

#### [作業の監督及び検査]

- 1 管理技術者は、測量作業方法、作業状態、測量記録、成果等の整理について十分な監督、指導を行わなければならない。
- 2 測量成果及び記録は作業ごとに確実に点検を行い、測量作業が終了したときは、更に全部の点検を行ったうえ、監督員に提出し、管理技術者立会いのうえ、監督員の検査を受けなければならない。

#### [成果品の提出]

- 1 受注者は、測量作業が完了したとき、又は監督員が必要なため請求したときは、測量成果を整理してその成果品を速やかに監督員に提出しなければならない。
- 2 成果品は全て発注者の所有とし、発注者の許可なく他に利用、貸与等をしてはならない。
- 3 成果品の用紙、様式等については、監督員の指示によるものとする。
- 4 成果品は、次のとおりとする。
  - (1) 平面図
  - (2) 縦断図
  - (3) 横断図

- (4) 丈量図（一連のものと、各筆毎のものと2種）
- (5) その他図（設計に含まれるもの）
- (6) トラバー計算書（トラバー測量のみ）
- (7) 明示指令書（明示を含むとき）
- (8) 引照点等逃げ杭の控図
- (9) その他書類一式（野帳等）

[ 疑 義 ]

- 1 受注者は、設計図書に記載された事項の解釈について疑義を生じた場合は、監督員と協議し、その指示に従わなければならない。
- 2 本仕様書その他明記のない細部について疑義が生じた場合は、監督員と協議し、その指示に従わなければならない。

改訂97.04.01

改訂00.07.01

改訂12.04.01

改訂13.06.01

改訂16.04.01